

配信日時	2026/1/27 10:01:03	送信ID	15986
配信者	横浜市		
対象サービス	障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区		

件名	<横浜市(児童)からのお知らせ> 令和8年度児童福祉法に基づく指定障害児通所・相談支援事業所給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について
本文	<p>市内指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所の管理者様</p> <p>日頃から本市の障害児福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成24年3月14日厚生労働省告示第122号」の規定により、加算の算定の区分や、算定する給付費等を決定することになっています。</p> <p>つきましては、下記に該当する指定障害児通所支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、令和8年度の「体制届」「変更届」の提出をお願いいたします。</p> <p>詳細は下記URLの通知文をご確認ください。</p> <p><a href="https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&amp;id=155">https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&amp;id=155</a></p> <p>また、処遇改善加算の計画書の提出については、現在国からの様式の提示がないため、提出方法等についてお示しできていない状況です(いつ頃通知をお出しできるかも未定です)。準備ができ次第、神奈川県からご案内させていただく予定です。</p> <p>ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>